

## 【別添1】燃料油激変緩和事業の見直し（2023年1月～5月）

- 10月28日に閣議決定された経済対策において、「来年度前半にかけて引き続き激変緩和措置を講ずる。具体的には、来年1月以降も、補助上限を緩やかに調整しつつ実施」の旨が記載された。
- 具体的な調整の方策として、2023年1月から補助上限額を**毎月2円ずつ減少**させていく。  
（1月分は1月12日改定分より適用）  
1月:33円、2月:31円、3月:29円、4月:27円、5月:25円と段階的に縮小させ、  
上限を超過した分は引き続き**1/2支援を継続**する。（超過分の上限は無し）
- ただし、直近の補助額は上限額を大きく下回っているため、すぐに卸価格の変動に大きく影響するものではない。

燃料油激変緩和価格 補助額の推移（1～5月）

